



電子マニフェストの項目追加について

令和 6 年 12 月 13 日
環境省 環境再生・資源循環局
廃棄物規制課



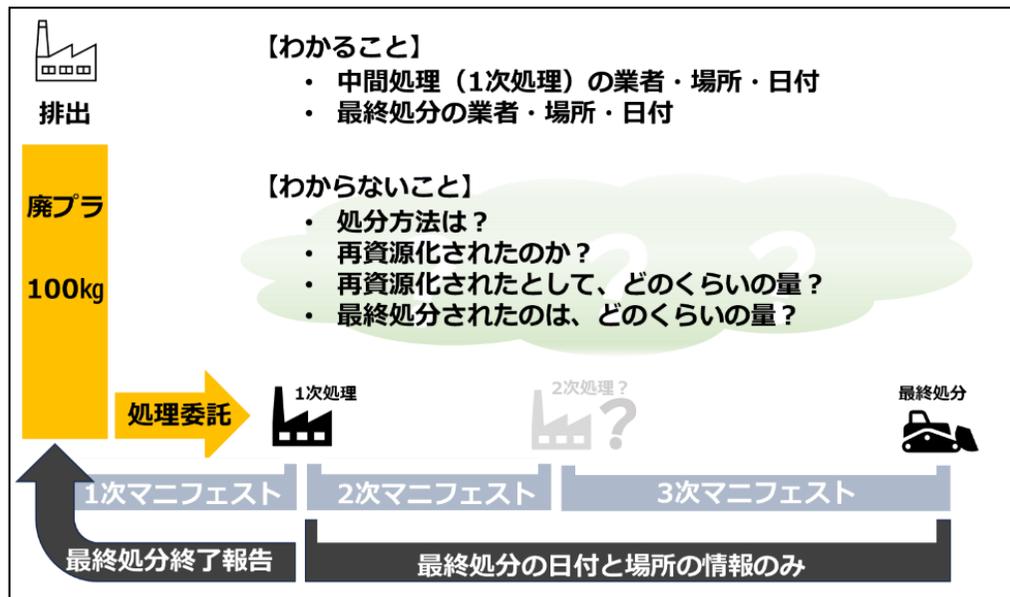
- 平成29年2月の中央環境審議会からの意見具申「廃棄物処理制度の見直しの方向性」においては、当意見具申の背景となった食品廃棄物の不正転売事案も踏まえ、**排出事業者責任の徹底、産業廃棄物の処理状況の透明性の向上等について指摘**を受けた。
- また、令和6年2月の中央環境審議会からの意見具申「脱炭素型資源循環システム構築に向けた具体的な施策のあり方について」においても、資源循環の促進の観点から、**電子マニフェストの活用、廃棄物の処理方法や再生材の供給量などの情報収集の重要性が指摘**された。
- これらを踏まえ、排出事業者が廃棄物処理の全体像を把握することによって、**排出事業者責任を貫徹**するとともに、電子マニフェスト情報の活用により**資源循環の促進**を図るための取組を行う必要がある。

- 
- 廃棄物の適正処理の強化の取組として、排出事業者が再資源化を含めた最終処分までの処理フローを把握可能となるよう、情報処理センターと連携し、**電子マニフェストの入力項目を追加**するための**廃棄物処理法施行規則の改正**を行う。
 - 同時に、**電子マニフェストの利便性向上**のため、入力時の手間を軽減させるための改良も行う。

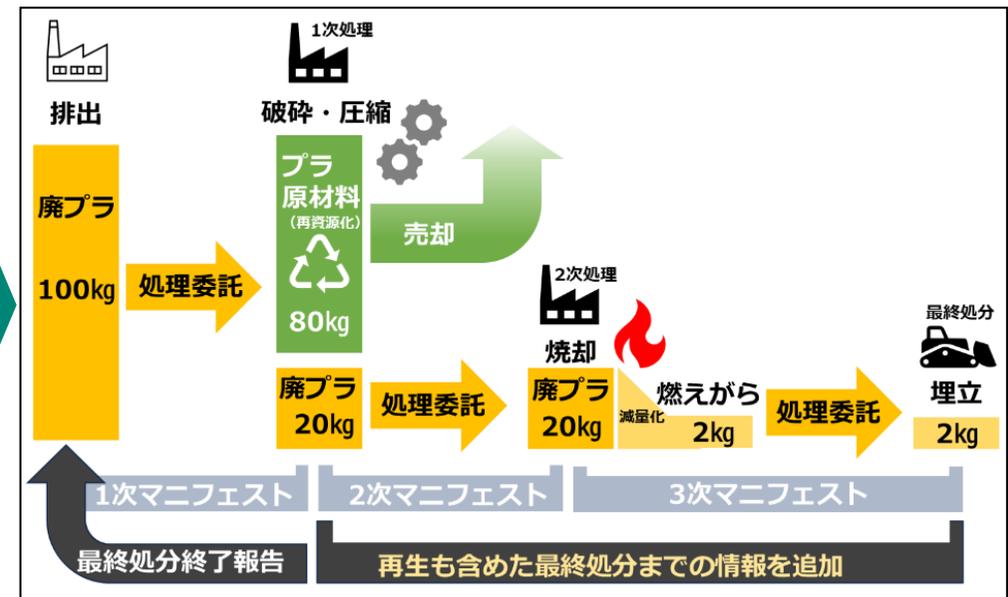
電子 manifests の項目追加

- 処分受託者は、電子 manifests による最終処分の報告にあわせて、最終処分が終了するまで又は再生をするまでのすべての処分について、「処分方法」、「処分方法ごとの処分量*」、「処分後の産業廃棄物又は再生される物の種類及び量*」等を報告する。（※実測できない場合は、的確な算出方法で算出した量でも可とする）
- メリットとして、排出事業者にとって、最終処分までの処理フローが見える化され、処理責任が貫徹できる。また、中間処理業者が直接再資源化していない場合でも、二次 manifests 以降で再資源化されていれば、排出事業者がその寄与を確認することができる。

【現行】



【改正案】

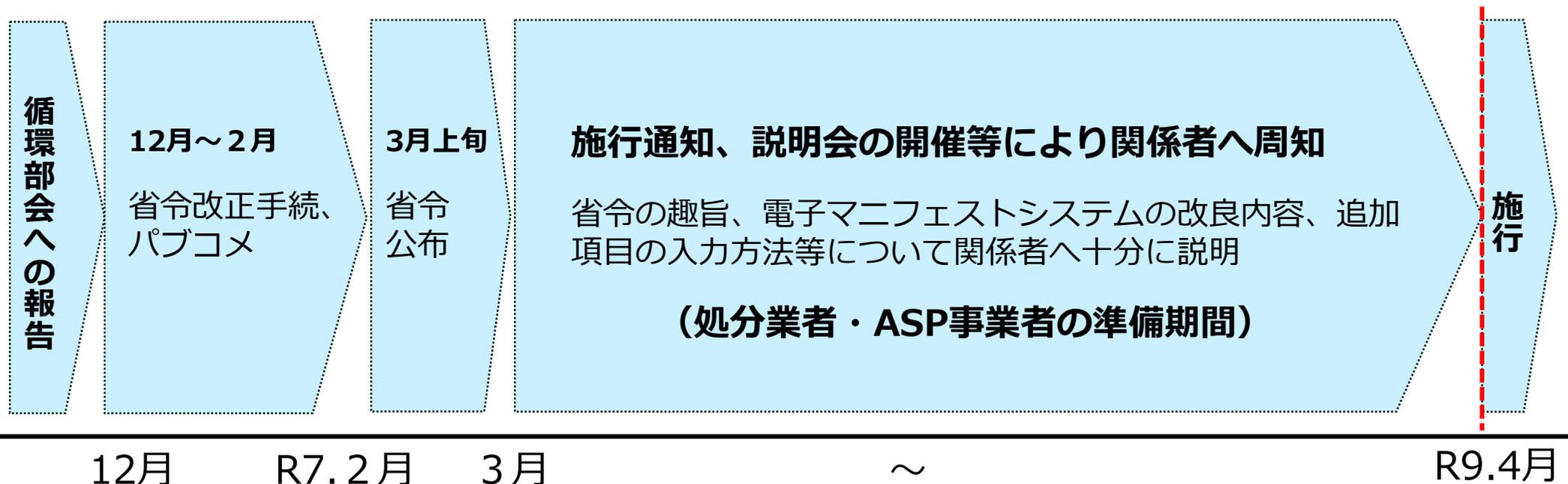


電子マニフェストの利便性向上

- ❑ 情報処理センターと連携し、電子マニフェストシステムの改良による利便性の向上と、処分業者の入力手間軽減を図る※。
- ❑ 例えば、最終処分報告の際に、毎回、二次マニフェスト以降の情報を入力することは、処分業者の手間が大幅に増えることが想定されるため、二次マニフェスト以降の処分フローをあらかじめ登録しておくことで、毎回入力しなくても、登録情報の選択のみで自動入力されるようシステム側で対応する。

※ JWNETのWeb方式の場合

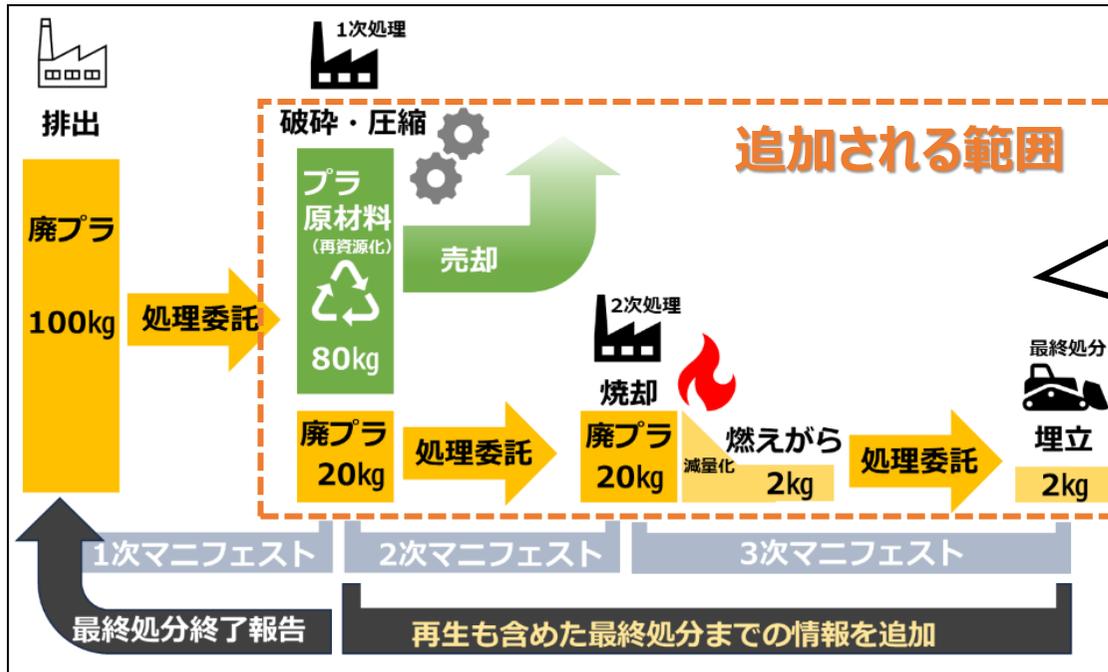
今後のスケジュール（案）



參考資料

【参考】追加される項目について

➤ 現在は、中間処理業者による最終処分終了報告の際に、最終処分の業者、場所、日付のみ入力

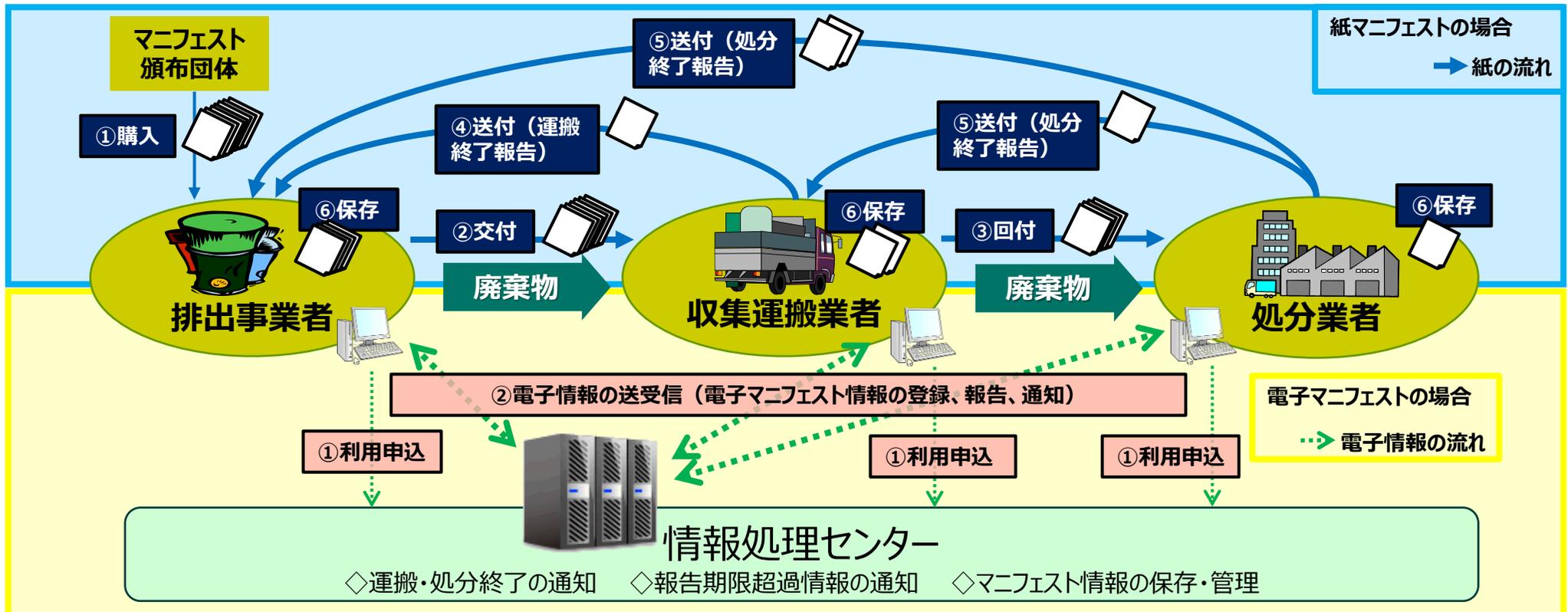


- 中間処理業者が、最終処分終了報告の際に「自社における処分と二次マニフェスト以降の最終処分までの情報」を入力する。
- Web入力方式では、処分方法等の情報をあらかじめ登録して簡便に入力できるシステムにすることで対応。

No.	マニフェスト番号	排出事業場の名称	廃棄物の種類 (大分類名称)	基準重量	マニフェスト区分	許可番号 (下6桁)	処分業者名称	処分事業場名称	所在地	処分前廃棄物の種類	処分方法	処分方法ごとの量	処理後物の種類	処理後物の量
1	12345678910	*****	廃プラスチック類	100kg	1次	*****	*****	*****	*****		破碎/選別/圧縮	80kg	プラスチック原材料	80kg
2					2次	*****	*****	*****	*****		破碎/選別	20kg	廃プラスチック類	20kg
3					3次	*****	*****	*****	*****	廃プラスチック類	焼却	20kg	燃え殻	2kg
4					4次	*****	*****	*****	*****	燃え殻	管理型埋立	2kg	燃え殻	2kg

【参考】産業廃棄物のマニフェスト制度の概要

- 排出事業者が産業廃棄物の処理を委託する際に、産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）を処理業者（収集運搬業者及び処分業者）に交付し、処理終了後、処理業者からその旨を記載した紙マニフェストの写しの送付を受ける。
- これにより、排出事業者が自ら排出した産業廃棄物について、排出から最終処分までの流れを一貫して把握・管理することで不法投棄を防止し、排出事業者としての処理責任を果たすための制度。
- 電子マニフェストは、紙マニフェストの記載内容を電子データ化し、排出事業者、収集運搬業者、処分業者の3者が情報処理センターを介したネットワーク上でやりとりする仕組み。
- 電子マニフェストの登録・報告を行うことにより、紙マニフェストの交付等に代えることができる。



電子マニフェストシステム導入・普及拡大のメリット

- 都道府県・政令市の監視業務等の合理化
- 排出事業者及び処理業者の事務の効率化（労務削減）
- 廃棄物処理システムの透明化（偽造しにくい）
- 不適正処理の原因究明の迅速化